

(双方同居親用)

面会交流支援契約書

特定非営利活動法人岡山家族支援センターみらい（以下、「甲」という。）と依頼者（以下、「乙」という。）は、面会交流の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1条（目的）

- 1 甲は、別紙記載の子ども（以下、「子ども」という。）のうち別紙記載の相手方（以下、「相手方」という。）と同居している子どもと乙との面会交流及び子どものうち乙と同居している子どもと相手方との面会交流を支援するものとして、乙はこれに対して相手方と連帯して費用を支払うものとする。

第2条（面会交流支援の内容等）

甲は、乙と相手方との合意に基づいて、甲乙および相手方と協議の上、以下の面会交流支援の全部又は一部を行うものとする。

① 事前面接

甲が面会交流支援の受任の可否を判断するために、事前に面接をするもの。

② 面会交流実施のための子どもの受渡し（受渡し型）

甲の支援者が、面会交流には立ち会わず、始めと終わりに、乙と相手方間の子どもの受け渡しを支援する。

③ 面会交流の付添い（付添い型）

甲の支援者が、屋内屋外の所定の場所で実施する面会交流に立ち会い付き添って支援する（子どもの受渡しを含む。）。

④ その他、乙及び相手方と合意した事項

- 2 本件においては、別紙記載の面会交流支援を実施するものとする。
- 3 甲は、前項の支援形態、実施頻度、実施時間等については、子どもの福祉を考慮し、変更することができるものとする。
- 4 乙は、相手方と同居する子どもと乙との面会交流支援を行うために甲が努力したにもかかわらず相手方等の協力が得られない場合には、面会交流支援が中断、中止、解除される場合があることを確認するものとする。
- 5 乙は、相手方と同居する子どもと乙との面会交流を実施する日において、子どもの病気や行事延期などのやむを得ない事情で、面会交流が実施できない可能性があることを確認する。
- 6 乙は、同居する子どもを相手方に会わせて面会交流を実施する日は、子どもの病気や行事延期などのやむを得ない事情が無い限り、実施日の変更をできないものとする。

第3条（費用）

- 1 甲が行う面会交流支援の支援費及び旅費は、別紙記載の別段の合意がない限り、甲の

(双方同居親用)

定める基準に従うものとする。

- 2 前項の費用に関する乙と相手方の負担割合は、別紙記載の別段の合意がない限り、1対1とする。
- 3 第1項の費用については、面会交流実施日に費用を負担する者が負担分を持参し、甲の支援者に支払うものとする。
- 4 面会交流の際に必要な入園料、入館料、交通費等の一切の実費については、面会交流を行う者が、甲の支援者にかかる実費も含めて負担するものとする。
- 5 甲は、理由のいかんを問わず面会交流支援の費用について返還しないものとする。

第4条 (遵守事項等)

- 1 乙は、以下のことを遵守するものとする。
 - ① 子どもの現在の監護状況を尊重し、一方的に変更することをしないこと。
 - ② 面会交流に際しては、子どもの安全や健康を最優先に行動すること。
 - ③ 乙は甲の支援に誠実に対応するものとし、甲および甲の支援者の助言、指示、判断に従うこと
 - ④ 面会交流に際して、乙と相手方との紛争を持ち込まないこと。
 - ⑤ 面会交流に関して、甲の承諾がない限り、相手方に連絡を取らず、必ず甲の支援者を通して連絡等を行うこと
 - ⑥ 甲及び甲の支援者に対し、調停、訴訟等のために面会交流の実施状況に関する報告を求めないこと
 - ⑦ 本契約の締結から1年以内に乙及び相手方が自力で面会交流ができるように努力をすること。
 - ⑧ 誕生日やクリスマス等のプレゼントその他で相手方と同居する子どもに金品を渡す場合には、甲に事前に相談し、甲の承諾を得た上で渡すこと。
 - ⑨ 面会交流時の写真撮影、ビデオ録画、録音等を行う場合には、甲に事前に相談し、甲の承諾を得た上で行うこと。
 - ⑩ 付添い型の面会交流時、携帯電話等を使用して子どもに第三者との通信通話をさせないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合には、甲に事前の了解を得るものとする。
 - ⑪ 相手方が乙に秘匿にしている事項を子どもに聞くことをしないこと（秘匿にしている自宅や保育室等の所在地など）
- 2 乙による子どもの連れ去り等の一方的な監護状況の変更があった場合には、甲は直ちに警察に連絡し、本契約を解除するとともに、乙に対して被った損害について損害賠償を請求することができるものとする。

第5条 (免責)

- 1 面会交流において生じる一切の事項（事故、病気等も含む）について、甲は損害賠償その他なんらの責任を負わないものとする。

(双方同居親用)

- 2 甲が、乙と子どもとの面会交流に関して損害を負った場合には、乙に対して、当該損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 相手方による子どもの連れ去り等の一方的な監護状況の変更があった場合には、甲は直ちに警察に連絡し、本契約を解除し、乙に必要な助言をするものとするが、子どもの引渡し交渉、裁判所の手続き、損害賠償等についてなんらの責任を負わないものとする。

第6条（解除）

- 1 甲は、乙が本契約の各条に違反した場合には、催告なく本契約を解除することができる。
- 2 甲は、以下の場合には、面会交流支援を中止するとともに、本契約を解除することができるものとする。
 - ① 人（甲の支援者及び相手方、子どもを含む）や物に対する暴力や暴言があった場合
 - ② 子どもの連れ去り又は連れ去りの企図があった場合
 - ③ 子どもの発言を情報源にした行動があった場合（相手方の秘匿にしている自宅や保育室等の近辺に立ち現れることなど）

第7条（特記事項）

別紙のとおり。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、子の福祉を考慮し、甲乙で合意した場合に限り、契約を更新することができるものとする。

第9条（専属的管轄裁判所）

本件に関する紛争は、岡山地方裁判所又は岡山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記合意の証として、本書面を2通作成し、甲乙がそれぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 岡山市中区西川原339-5
法人名 特定非営利活動法人 岡山家族支援センターみらい
理事長 近藤みち子 ⑩

乙 住所
電話番号
氏名 ⑩

(双方同居親用)

別紙

(1条関係)

① 子どもの氏名・年齢・性別

^{フリガナ}氏名 _____ 男・女 平成・令和 年 月 日生まれ () 才 (乙と同居)

^{フリガナ}氏名 _____ 男・女 平成・令和 年 月 日生まれ () 才 (相手方と同居)

② 相手方の氏名

氏名 _____

(2条2項関係)

面会交流支援の内容

支援形態： _____

実施頻度： _____

実施時間： _____

実施場所： _____

(3条1項関係)

費用についての別段の合意： _____

(3条2項関係)

費用の負担割合についての別段の合意： _____

(特記事項)

以上